

告 示

埼玉県告示第七百十八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成三十年六月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一六一―三十一〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県所沢市東狭山ヶ丘四丁目二千六百九十番一、二千六百九十一番、二千六百九十二番一、二千六百九十三番、二千六百九十八番、二千六百九十九番一、二千七百番一、二千七百二番、二千七百七番

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千四百九・〇二三立方メートル